

東京都環境審議会企画政策部会  
(第10回)

平成16年4月26日(月)

東京都環境局

東京都環境審議会企画政策部会（第10回）

会 議 次 第

平成16年4月26日（月）

午後6時00分～7時41分

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

（1） 「中間のまとめ」に対する都民意見について

（2） 最終答申（案）について

（3） その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する  
都民意見（概要）

資料2 東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する  
都民意見

資料3 最終答申（案）

参考資料 パンフレット「東京発！温暖化対策 進行する都市と地球の温暖化 」

午後6時02分開会

【福川部会長代理】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回東京都環境審議会企画政策部会を開会させていただきます。

お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

きょうもまた神野先生がいらっしゃらないので、私が代理を務めさせていただきます。

それでは、審議に先立って事務局の方から確認をお願いいたします。

【山内企画調整課長】 本日の出席についてお知らせいたします。

ただいまのご出席の委員は8名で、部会委員総数の15名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをまずご報告いたします。

それから、4月1日付の人事異動で、事務局側のメンバーが若干今回異動になりましたので、ここでご紹介をさせていただきます。

まず、都市地球環境部環境配慮事業課長に大竹が就任しました。

【大竹環境配慮事業課長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 それから、温暖化対策担当副参事に打田が着任しましたので、ご紹介します。

【打田副参事】 打田と申します。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 事務局からは以上でございます。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事を始めさせていただきます。言うまでもなく、きょうは大詰めです。「中間のまとめ」にいただいた意見と、それから前の会議の意見と、あわせて最終答申(案)についてご審議をいただきたいと思います。それで、今度の環境審議会総会へ報告するという段取りになります。

それでは、議事1の「中間のまとめ」に対する都民意見、それから、議事2の最終答申(案)について、あわせて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【打田副参事】 それでは、事務局の方からご説明をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、資料の1でございますが、「中間のまとめ」のパブリックコメントの募集に対しまして、都民・事業者・NPO等の皆様から寄せられたご意見につきましてご説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料1「東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する都民意見（概要）」というものをごらんいただきたいと思います。

1番の意見募集期間及び意見数でございますが、「中間のまとめ」公表後、2月24日から4月9日までの間に、71人の方から延べ345件のご意見が寄せられました。なお、複数の方や、また同一企業、業界の方から同じ意見が寄せられたケースもございますので、実意見数といたしましては255件というふうになってございます。内訳の詳細につきましては記載のとおりでございます。

2番の意見概要とその対応でございます。主な意見につきまして、「中間のまとめ」の章立てに沿いまして取りまとめたものでございます。それぞれの意見に対しましては、「中間のまとめ」の記載内容や当部会でのご審議を踏まえた見解を右側の対応欄に記載してございます。時間の関係もございまして、ここでは意見概要を中心にご説明させていただきます。

まず、(1)「中間のまとめ」全般に関するものでございますが、11件ございました。これは、「中間のまとめ」の考え方、方向性を評価する意見が7件と多くなっていますが、家庭部門・運輸部門対策の必要性を指摘するものも1件ございました。この家庭部門や運輸部門の取り組みにつきましては、右側の対応欄に記載してありますとおり、中間のまとめ「第4 今後の展開にむけて」で方向性を示している旨記載してございます。

次に、(2)「第1 東京における新しい温暖化対策の必要性」に関するものですが、16件ございました。具体的には、東京都における2つの温暖化の現状と課題についての周知度を高める必要があるとのご意見がございました。これにつきましては現在、東京都ではホームページや広報紙等で情報発信を行っているほか、本日、参考資料といたしまして、資料の一番後ろの方にパンフレットを配付させていただいて

おりますが、このようなパンフレットを作成して広く周知に努めているところでございます。そのような周知をしているところでございますが、対応といたしましては、「ご意見のとおり、今後とも、温暖化対策の情報を広く発信していく」というふうにいたしました。

そのほかの意見といたしましては、「2つの温暖化」という表現が誤解を生むとするもの、また、削減目標の水準が低レベルにとどまった要因に、事業者のこれまでの削減努力を加えることを求めるものなどがございました。

それでは、恐縮ですが、ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。（3）「第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」に関するものでございますが、合計21件ございました。意見の内容は多岐にわたりますが、複数あった意見といたしましては、「評価」と「公表」の仕組みは有効であるとするもの。また、評価基準などの設定に当たっては、事業者に過大なコスト負担を課さぬよう配慮することを求めるもの。財政、税制上の措置を求めるもの。都の指導・助言についてのものがございました。対応につきましては、それぞれ「中間のまとめ」の該当部分を記載してございます。

それから、2ページから3ページにかけてでございます。（4）「第3-1 大規模事業者におけるCO<sub>2</sub>削減の推進」に関するものは、3つの制度の中で最も多く92件のご意見がございました。

まず、制度の対象については、対象範囲をCO<sub>2</sub>排出量で決めることへの賛成意見などが8件。「産業部門」や「工場」を対象から外すことを求めるものが2件ございました。

またそのほか、削減を義務化すべきとのご意見や、取組結果について、事業者の自己評価に任せずに、客観的基準に基づき、都が評価・公表を行うべきとのご意見がございました。

このほか、評価基準についてのご意見は比較的多数いただいております。事業活動の変動やこれまでの取組成果等、個別事情を考慮することを求めるもの、逆に個別事情は考慮すべきでないとするもの、3ページにわたりますが、事業者・専門家の意見を尊

重することを求めるものなど、合わせて24件となっております。

次に、計画策定時にも、都が個々の事業者の意見を公表すべきという意見が1件ございました。これは、部会のご審議でも確認がなされた点でございますので、右側でございますが、「ご意見のとおり、都が、計画策定時にも個々の事業者の取組を一覧にして公表する」といたしました。

さらに、対象規模以下の事業者への制度拡大・取組促進を求めるもの、また、具体的促進策を提言するものも14件ございました。

次に、(5)「第3-2 新築建築物等の環境配慮設計の推進」に関するものは34件ございました。

建築物環境計画書制度では、その推進に賛成するものが3件、ヒートアイランド対策の効果の検証が必要とするものが2件ございました。

なお、この建築物におけるヒートアイランド対策の効果につきましては、効果を検証するための調査を実施して、評価基準に反映させていくことを考えておりますので、その旨を対応欄に記述してございます。

また、対象規模をより小規模の建築物に広げることを求めるものが7件ございました。この対象建築物の拡大の件につきましては、後ほど詳しくご説明をさせていただきますが、前回の部会において複数の委員の方からもご指摘をちょうだいしておりますので、対象規模につきましては、中長期的な視点から検討していくべきとの記述を答申(案)に追加させていただきたいと考えてございます。

さらに、マンションの環境性能の公表について、省エネ水準が購入予定者に確実に伝わるようにすべきとするものが4件、現行法との整合性を求めるものなどが2件ございました。

次に、(6)「第3-3 消費者への省エネ情報等の確実な伝達」に関するものですが、30件ございました。

省エネラベルについて、販売店による説明を求めるもの、省エネ性能の相対評価による表示を求めるものがございました。このラベリング制度の詳細につきましては、答申(案)にありますとおり、消費者団体、業界団体、NPOと連携して検討を進め

てまいります、販売店による説明や相対評価による表示につきましては、現在、東京都内で行っておりますキャンペーンにおきましても実施されておりますので、対応欄にございますとおり、制度化に当たっても取り入れてまいりたいと考えております。

このほか、国のラベリング制度との関係に関するものでは、両者の整合を求めるもの、また、逆に都の制度の方がわかりやすいとするものが合わせて3件ございました。

4ページをおめくりください。ラベルの対象範囲の拡大を支持する意見が7件ございました。

次に、「第4 今後の展開にむけて」に関するものでございますが、合計で17件ございまして、他の自治体への情報発信を歓迎するもの、都自ら実施すべきCO<sub>2</sub>削減の具体策を提言されたもの、定期的な制度の評価と見直しを求めるものなどがございました。

さらに、運輸部門対策を講じることを求めるもの、具体的な運輸部門対策を提言するものが6件ございました。これら具体策の提言とご意見につきましては、「具体策については、今後の参考とさせていただく」旨、対応欄に記載してございます。

そのほか、地域冷暖房事業に関する意見が102件と多くございました。これらにつきましては、(8)地域冷暖房事業に関するものとしてまとめてございます。

それから、最後の(9)でございますが、太陽光利用など温暖化施策に関するさまざまなご意見が22件ございましたので、温暖化対策に関するその他意見としてまとめてございます。

以上、「中間のまとめ」に対する都民意見についての説明をさせていただきましたが、寄せられたすべての意見と対応につきましては、机上にございます資料2にまとめてございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

さて、それでは次に、資料3をごらんください。この資料でお示ししてございます答申案ですが、前回の部会や総会において委員の方々からいただいた意見等を踏まえまして、「中間のまとめ」を修正したものでございます。

この資料の中で、修正箇所でございますが、「中間のまとめ」に対しまして追加した箇所はアンダーラインで、削除した箇所は二重の取り消し線で示してございます。

なお、字句修正以外にレイアウトの変更や図表の追加もいたしておりますが、ここでは大きな修正箇所を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、表紙を1枚おめくりください。「中間のまとめにあたって」との表題を「答申にあたって」に修正してございます。

第2段落目でございますが、4月16日の政府の中央環境審議会地球環境部会におきまして最新の温室効果ガス排出推計が出され、2010年の温室効果ガス排出量が4%程度増加すると見込んでございます。そこで、国の取組状況についても触れることといたしまして、「一方、国は2002年6月に京都議定書を批准し、地球温暖化対策推進大綱に基づく取組を進めてきたが、我が国の2010年の温室効果ガス排出量は、大綱にある対策が実行されたとしても、1990年比で4.1 - 4.6%増加すると推計されており、早急な対策の見直しが求められている」との記述を追加いたしました。

次のページをおめくりください。ページの冒頭から11行目までの部分でございますが、「中間のまとめ」では、「中間のまとめ」の経緯や都民意見募集に当たったの期待についての記述がございましたが、諮問以降、答申までの経過を記述するよう修正を加えることといたしまして、本文にございますとおり、5行にわたって都民意見を募集した経緯を述べた後、上から6行目からでございますが、「そして今回、寄せられた意見を踏まえて、さらに検討を深めた結果、本答申をまとめるに至ったものである」との記述に変更いたしました。

さらに、その後、4行にわたります「中間のまとめ」の記載を削除した部分を引き継ぐ段落で、東京都の温暖化対策の基本理念として、環境配慮が内在化された社会システムの実現と、各主体の取組の重要性等につきまして記述をさせていただいているところでございます。

引き続きまして、今回答申をいただく大規模事業所のCO<sub>2</sub>排出量削減を目指す仕組みの制度化、それから新築建築物環境計画書制度の強化、及び家電製品のラベリング制度の創設という3つの制度の目的や内容を簡潔にまとめるとともに、これらの制度は東京都が全国で初めて行うという意義を記述することといたしました。

それで、最後の段落でございますが、今後の東京都への期待といたしまして、「東京都が早期に取組を開始するとともに、社会の変化や導入効果を踏まえて対策を進化させていくことで、温暖化対策の実効性を高めていくことを強く期待するものである」との記述を加えたところでございます。

それから、右のページに移りまして、目次でございますが、ここではページ数の変更など所要の修正をさせていただいたところでございます。

恐縮ですが、1枚おめくりください。右側が1ページでございます。答申本文になります。まず、レイアウトでございますが、ごらんいただきましたとおり、カラー印刷といたしまして、そのほか文字をやや大きくしたり、見出しに飾りをつけるなどいたしまして、読者が見やすい工夫をいたしました。さらに、本文の理解を助けるために図表をより多く追加して、全体に読みやすくなるような工夫をさせていただいております。

内容につきましては、まず、1ページの下の部分に図表1及び2といたしまして、気温上昇とCO<sub>2</sub>増加の状況を示す図表を追加いたしました。

次に、2ページでございます。(2)の「ヒートアイランド現象の深刻化」の項目でございますが、本文の下から5行目のところから始まります「東京の年平均気温は過去100年で約3℃上昇しており」との記述の説明といたしまして、図表3を追加することといたしました。この関係で、本文にも「(図表3参照)」との表現を加えております。

次に、3ページの本文5行目でございますが、「熱帯夜の増加」の記述の説明といたしまして、熱帯夜日数の推移を示す図表4を2ページに追加したことから、本文でも「(図表4参照)」との表現を加えたところでございます。

さらに、総会におきまして委員の方から、ヒートアイランド現象の深刻さの例示に熱中症の視点も盛り込むべきだのご指摘をちょうだいいたしました。そこで、「ヒートアイランド現象は、真夏日や熱帯夜の増加、熱中症の発生に加え」との記述に改めたところでございます。

また、同じ3ページの「(3) “2つの温暖化” 問題に直面する東京」の項目です

が、まず、「東京はカナダ一国に匹敵する経済規模を有する大都市である」との説明といたしまして、図表5を追加いたしましたので、本文にも「(図表5参照)」との表現を加えております。

さらに、そのすぐ後ですが、総会におきまして委員の方から、CO<sub>2</sub>対策は温暖化対策であるとともに、副次的効果として大気汚染対策でもあるとのご指摘をちょうだいしております。そこで、環境負荷の例示といたしまして、「CO<sub>2</sub>、排熱、大気汚染物質など」という記述を追加させていただいております。

また、4ページでございます。エネルギー使用量の増大が2つの温暖化の悪循環につながっているとの本文の記述に沿いまして、図表の6を追加させていただきました。

次に、5ページをごらんください。2の「温暖化対策の現状と課題」ですが、6ページにまいりまして、(2)の「先行して進めてきた都の対策とその課題」で、6ページの最後の行から7ページにかけてのところでございます。「しかしながら」で始まる文章でございますが、現行の「地球温暖化対策計画書制度の集計結果では、大規模事業者の今後3年間の削減目標は平均約2%と低い水準にとどまることが明らかになった」との記述を補足するため、図表7を追加いたしましたので、本文にも「(図表7参照)」との表現を加えてございます。

次に、11ページをごらんください。「第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」の1、(1)の「環境配慮が内在化された社会システムの実現」の項目ですが、中ほどやや下に、温暖化対策の推進が、省エネルギー設備やESCO事業などのエネルギー管理産業の発展などを通じて、新たなビジネスチャンスや雇用創出の契機ともなるとの記述がございます。この記述を補足するものとして、12ページでございますが、上に図表10を追加してございますので、本文に戻りまして11ページ、下から8行目にも「(図表10参照)」との表現を加えてございます。

恐縮ですが、少し飛びまして、15ページをごらんください。図表11及び12といたしまして、温暖化対策の基本理念と制度構築の基本的考え方をそれぞれ簡潔にまとめさせていただきます。

次に、16ページをごらんください。「第3 諮問事項に係る各制度の方向性」の

「1 大規模事業者におけるCO<sub>2</sub>削減の推進」でございますが、17ページにまいりまして、右下の(2)の「新たな制度の主な内容」、「対策指針」の策定の項目でございますが、対策指針の構成につきまして、ごらんのようにレイアウトを工夫した次第でございます。

なお、レイアウトを工夫したところの3つ目の削減対策ガイドラインに記載する具体的な削減メニューについてでございますが、コストの回収期間を事例的に示すとの記述につきましては、前回の部会で、コストの回収期間ではなくて、ライフサイクルコスト、もしくは生涯コストとするか否かで議論がございました。ここに記述いたしました「コストの回収期間」との表現は、ガイドラインに盛り込む項目の例示でございますが、最もわかりやすい例として記述したものであること、また、パブリックコメントにおきましても特段の意見表明がなかったことなどから、特に修正はいたしませんでしたが、具体的ガイドライン策定に当たっての課題として今後検討してまいりたいと考えております。

次に、飛びまして、21ページでございます。2の「新築建築物等の環境配慮設計の推進」の「(2)強化すべき制度の主な内容」のうち、恐縮ですが、ページをおめくりいただきまして23ページ、の「より効果的な公表のしくみの充実」でございます。

前回の部会で複数の委員の方から、制度対象外の小規模の建築物に対しては、情報提供のみならず制度拡大を視野に入れ、中長期的視点に立った検討を継続していくべきだとのご指摘。また、本制度の対象外である2,000㎡や3,000㎡の建築物も、日本全国から見ると決して小規模とは言えないとのご指摘。さらに、先ほどご説明いたしました都民意見においても、複数の方から対象規模を引き下げるべきだのご意見をちょうだいしているところでございます。そこで、下から2行目にございましており、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである」との表現を追加させていただいたところでございます。

次に、25ページでございます。3の「消費者への省エネ情報等の確実な伝達」、(2)「創設すべきラベリング制度の主な内容」の最後の部分に、図表15といたし

ましてラベルのイメージを追加させていただきました。このため「表示方法・内容」の項目に「(図表15参照)」との表現を加えています。

本文は以上でございますが、29ページの参考資料の1でございます。2004年以降のところでございますけれども、「中間のまとめ」以降の都の取組を追加して記載しております。

以上が、答申(案)の主な修正箇所の説明でございますが、修正箇所以外につきまして、前回の部会及び総会で委員の皆様方からいただいた貴重なご意見につきまして、今後、具体的な制度構築の検討の際の参考とさせていただきたいというふうに存じております。

なお、「中間のまとめ」の巻末におつけしておりました資料編につきましては、特段の大きな変化もございませんので、本日はおつけしてございません。総会時には資料編もおつけした形で全体をごらんいただけるようにしたいと考えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上で説明を終わります。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見やご質問、その他をいただきたいと思えます。議題1と議題2は一緒ですので、どちらからでもよろしいかと思えますが、結果的にはパブリックコメントのご意見で大幅に修正したということは余りなくて、この前の部会と総会でいただいたご意見で答申(案)の何箇所かの修正が出てきたと。あとは図表の追加であったということになりました。パブリックコメントの方のことも含めて、どうぞご意見をお出してください。いかがでしょうか。

【松本委員】 答申案の文章についてではないのですが、むしろパブリックコメントを拝見して感じたことというか、できれば確認したいと思うのは、今後の運用に関して3点くらい申し上げたいと思えます。

専門家の意見を聞いてほしいということが、かなり多くの事業者の方と思われるコメントから出てきたんですね。都の側も専門家の意見を聞くというふうな答え方をしているんですが、私が懸念を感じたのは、専門家イコール事業者の専門家というふう

に、または、イコールでないにしてもそれを意味するということに対しては、ちょっと懸念を感じます。やっぱり専門家というのは、基本的には利害関係のない専門家であるべきでありますので、今後運用を考えると気をつけて考えるべきだと思います。もちろん、そういう事業者の利害が直接かかわる、または間接的にかかわる事業者の専門家のご意見は非常に重要なわけですから、それはヒアリングとか、何らかの別の枠なり、形を設けてやるのが妥当ではないかと思いました。

それからもう1つは、やはり事業者の個別の事情に関しても、この定義というのが今あいまいなまま個別の事情ということにくらわれているわけですが、これもパブリックコメントを拝見して、今後の運用に際して確認をどこかでした方がいいのかなと思いました。排出総量とか効率の工程以外のことをどこまでも考慮し過ぎると、逆に対策が非常に進みにくくなるのではないかと、個別の事情というときにそれをちょっと感じました。

それからもう1つは、パブリックコメントの2ページ目なのですが、12というところで、「「中間まとめ」は数値的な規制が出されず」云々と。「これでは、現在でも都が行っている制度と同様で、具体的に何が強化されているのかよくわからない」。これは、実際には違っているわけですが、こういった印象を多くの都民に与えることというのは十分あり得るといふように、このコメントを見て感じました。ですから、こういうふうにとらえられやすい、とられる可能性があるということを認識して、今までと違う前進した部分というのを明確に示す広報というのが非常に重要である。実際に議論してきた者はわかりますが、そうじゃない本当にごく一般の都民にとっては、この前進の部分が余り明確でない可能性があるということだと思います。

【福川部会長代理】 主な点を出していただきました。答申そのものをどうこうというよりは次のお話になっているわけですが、やっぱり3 - 1ですね。一番たくさんご意見をいただき、一番焦点になった部分であるわけです。

それから、最後におっしゃったのは、最初の全般に関するご意見であったということですが、1つは専門家の問題。まとめの方でいくと、3ページ目の一番上ですか。それから、個別事情という一番多いやつが、2ページ目の一番下の16件。これにつ

いて、どちらかというとも具体的内容は先送りして、答申が何となくできたということになったわけですが、この辺の今後のきちんとした運用をとというご意見です。

何か事務局の方で少しお答えになられることはありますか。

【打田副参事】 ご意見ありがとうございます。まず、今、松本委員からお話をちょうだいいたしました1つ目の専門家の意見につきましては、やはり何回か同じようなご議論が部会の方でもなされてきたかと存じておりますが、私どもといたしましては、事業者がきちんと取り組んでいただけるように、客観的で公平な仕組みをつくっていかねばいけないと思っておりますので、その行政がつくった案につきましては、学識経験者の方なり、もしくは実際に現場の方のご経験をお持ちの専門家の方のご意見をきちんと聞いていきたいと考えております。当然、現職の事業者の方のご意見につきましては、今、松本委員からもご指摘がございましたとおり、実際にさまざまな調査のヒアリングの際に参考意見としてちょうだいしていきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目の個別事情につきましては、今まで取組を一生懸命なさってきた事業者が不利になるような仕組みはやはりつくれないというふうに思っておりますので、その個別上の評価にあたっては、きちんとした基準をつくってまいりたいと思っております。

それから最後の、一般都民の方が制度の強化についてご理解がきちんとされるようにというご指摘につきましては、もっとものことでございまして、例えば本日、先ほどご紹介いたしました資料におきましても、最後のページでございまして、今回の仕組みの内容につきましては、強化したポイント等を端的に記載した普及広報のパンフレットをつくっているところでございます。これで終わることなく、今後とも制度の改善点につきまして、きちんとした普及啓発活動をしてまいりたいと考えているところでございます。

【福川部会長代理】 ありがとうございます。答申本文との関係で見ていくと、基準の設定、17ページあたりですね、ご意見の中には、パブリックコメントの中には、結局内容は事業者の専門家にしかわからないから、そっちの意見をちゃんと聞くべき

だというのが幾つかありましたけれども、基準の設定に関して、特にこの答申の中では設定の仕方について記述はしなかったんですね。それから、個別事情に関しても、要するに今回の答申の一番肝の部分になるわけですが、ほかにご意見はありますでしょうか。

松本委員はこのままでいいですか。一応こういうことで、懸念を表明しているということ、よろしいですか。

【松本委員】 はい。

【福川部会長代理】 12番の意見ですね。全体のとしたこの厚いものの、2ページ目の12番の意見は確かにちょっとどきとする意見で、当初目指した一律削減というものについて、それを強く主張するパブリックコメントはそうなかったとは思いますが、逆にやっぱりわかりにくくなったという形でお話がきました。これらについては、まさに今後の運用にすべてがかかっているという感じがいたします。関連してご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。

では、その点は、今回の制度の肝になりますので、これから具体的な制度化や何かの過程で、また審議会がなくなっても市民の立場でどんどん意見を言っていくようにしたいと思います。ほかの論点でも結構ですので、お気づきになった点をご発言ください。いかがでしょうか。

パブリックコメントは、1つの意見を幾つかの内容に分けているために、非常に件数が多くなっているんだろうと思いますが、このまとめた2枚のものでは、代表的な意見を集約して何項目かにしていただいています。例えば今の2ページの大規模事業者におけるCO<sub>2</sub>削減の推進は92件意見が抽出されて、下の代表意見を合計すると53なんです。半分ぐらいは余りここには上がってきていないんですが、これはどういうふうに考えればいいですかね。中に既に書いてあるよとか、それから、どんな基準でこの代表意見というのが抽出されたのかというあたりは、作業された方は何か説明がありますか。

【打田副参事】 それでは、資料2から資料1に意見を抽出した理由というご質問かと存じますが、基本的にはある程度まとまった意見を抽出してございますが、全体意

見をある程度反映した形で概要版をまとめるように努力したつもりではございます。少数意見につきましても、例えば支持のご意見、もしくは反対意見等が明確に対立軸がある場合につきましては、その反対意見が明確にわかるように、賛成意見のみということではなくて、反対意見も含めて抽出したつもりでございます。

この抽出していない意見につきましては、かなり細かい意見とか、個別意見というような内容、もしくは本文の内容をよく読んでいただければご理解いただけるような内容等が重ねて意見等が出ているものがございましたので、そういうものについては基本的に省略をさせていただいた次第でございます。

【福川部会長代理】 ということですね。はい、どうぞ。

【松本委員】 済みません。ないようなので、続けてさせていただきます。

まず、パブリックコメントの中で、18ページの111番なのですが、これは企業秘密というか、公開できない項目の検討というのがあるというご意見なのですが、確かにこれはあり得ることだと思いますが、今回の制度だとガイドラインの中にそれが入るのでしょうか。要するに、こういったことが生じたときに基準と根拠を事前に公開していただきたいと思います。生じてからではなくてですね。それは重要なことだと思います。余りこういうことがないことを望みます。

それから、実際に今回の修正箇所なのですが、確認なのですが、第3番目の点で、対象規模については中長期的な視点からという、この中長期的な視点というのは、こういった文章にしたのはこの間の会議での合意だったのでしょうか。それであれば私は申し上げることはないのですが、一応国が省エネ法等で大規模と認めた規模の5倍もの規模要件になっているわけですから、本来であれば、やっぱり中長期でなくもっと早く検討すべきで、これはパブリックコメントにも幾つか出ていましたが、できれば中長期的な視点からというよりは、できるだけ早くとか、そういうふうにしていただきたいのですが、ただ、もうこれは今の段階で、前回のここでの場の合意事項であれば私は反対はしませんが、もしその場合は本来であれば見直しをもっと早く実際にはしていただきたいというふうに思います。

【福川部会長代理】 これも論点になったところですね。最初の18ページの111

番のご意見、このご意見自体は、秘密がわかるのは入れないようにしてほしいという意見なんです、今、松本委員はそうじゃない、逆の立場から発言されましたけれども。

【松本委員】 何かを公表すべき、本来公表することになっているものに関して、このご意見は具体的に何がわからないのですが、公表することが何か分野によってまずい場合があると。もしそうであれば、そういったときの基準というのをきちっと公開してほしいということです。

それから、さっき私、非常にあいまいに言ってしまったのですが、専門家のことなんです、前提がありまして、もし専門家のパネルとか、何か委員会とか、何らかの正式な形をつくるならば、そこにお入りになる専門家というのは利害中立の方であるべきで、その場合は、事業者の専門家の方々からのご意見を伺うのは、その枠外のヒアリングの形。または、何らかの別の形を設けたらいかがでしょうかという意味で、そういうものをつくらずに、全く個別ベースでおやりになる場合には、ちょっとそれがいいか悪いか今のところわかりませんが、その場合はもちろんバランスというか、中立的なところに集約されるようにしていただきたいと思います。

【福川部会長代理】 まず、今の111番に関しては、何かご意見がほかの方ありますか。

【打田副参事】 それでは、最初にご質問がございました111番の企業の経営情報に関する話でございますが、これは実は、現在施行しております計画書制度におきましても、企業の方からは、例えば燃料や電気の使用量みたいな企業の経営活動に関する情報を基本的に東京都の方にも提出はしていただいております。ただ、このような電気の使用量とか、燃料の使用量というのは今後の企業の経営を占う材料になりますので、企業の今後の経営動向とか、もしくは経営方針というものが類推されるおそれがあるということもございまして、東京都にはちょうだいしておりますが、一般には公表はしていないというようなルールにしてございます。今後、新たな制度を検討する際にも、同様に企業の経営情報とか、企業秘密に当たる部分については、一般に公表することは差し控えたいというふうに考えてございます。この考え方は、東京都

の情報公開条例等の考えでも同一のスタンスをとっているところでございます。

【福川部会長代理】 対応の方の「現行制度と同じく」というのは、そういう意味なんですね。

【打田副参事】 はい。現行制度と同じ考え方で今のところ考えています。

【福川部会長代理】 技術的な秘密というよりは、経営上の何かそういう類推が怖いとか、そういう感じなんですか。

【打田副参事】 そうですね。実際、今現在非公開にしているのは、事業所の規模等につきまして、床面積とか、従業員数とか、そういうものについても基本的に記載はいただいておりますが、私どもの方からは公表はしていないというような仕組みになっております。

【福川部会長代理】 かなり基本的な情報が出ていないんですね。飯田さん、これは大丈夫ですか、その辺。

【飯田委員】 違う点でいいですか。

【福川部会長代理】 違う意見ですか。では、先に松本さんのを一通り片づけるというか、お話ししていただいて。111番の話と、それから、さっきの中長期的な建物の件ですね、中長期的な視点から検討していくというのは長過ぎるんじゃないかというのが松本さんのご意見でしたけれども。

【打田副参事】 先ほどちょっとご説明をさせていただいたとおり、部会の方で委員の方から、建築物の環境計画書制度につきましては、対象規模以下の事業者については、当初情報提供という形で記載をさせていただいていたわけですが、これだけではなくて、将来この制度を改める、もしくは改正していく際には、やはり情報提供のみならず制度化に含めるというような視点も持つべきではないかというような意味で、中長期的な視点を書き込んでおいていただきたいというようなご意見。

それから、東京都では1万㎡超というような運用規模でやっているけれども、全国的に見れば、2,000㎡、3,000㎡という建築物も決して小規模ではないんだというような指摘もちょうだいしたことから、今回、事務局といたしましては、「対象規模については、中長期的な視点から検討していく」というような追加をさせてい

ただいたわけですが、この理由といたしましては、確かにご指摘のとおり、1万㎡超の建築物につきましては、東京都の年間着工件数の1%に満たないというような状況ではございますが、総延べ床面積では約3割を占めているというような状況もございまして、大規模建築物が多いという東京の地域特性を踏まえた対象規模ということになっているのではないかと考えてございます。

今回、制度化にあたって諮問したばかりでございますので、まずはこの制度の定着を図っていくことに全力を注がせていただきたいと思いますと考えております。当然のことですが、対象規模を今後引き下げることによりまして、大幅に対象事業者が増加してくるということもございまして、行政効率等の面から申しまして、早急に対象規模を拡大するということはちょっと困難ではないかというような事情もございまして、わかりにくい表現で恐縮でございますが、中長期的な視点から検討するというような表現にさせていただいた次第でございます。

【福川部会長代理】 この点はいかがですか。

【平井委員】 松本さんが問題にされましたのは、検討のタイミングみたいなものが中長期的であっては困るというふうに思われたのではないのですか。だとするならば、これはまさに文章表現ですけれども、ここで言っているのは、検討の視点が中長期的ということであって、検討のタイミングが中長期的にやっていくと言っているわけではないのですよね。だから、中長期的な検討の視点でもって、検討そのものは可及的速やかにということはあるわけですよね。ということでいかがでしょうか。

【松本委員】 そういうことを意味するんですね。

【平井委員】 私はそう理解していますけど。

【松本委員】 ちょっと何かあいまいな感じがするんですけど。

【福川部会長代理】 普通、中期計画というと5年ぐらいですか。

【梶原企画担当部長】 そうですね。たしか前回のご議論の中では、温暖化対策計画書の改訂版は今度5年のタームでやりますよ、中間でご報告いただきますというようなお話だったかと思うんですが、とりあえずとにかく制度を立ち上げさせていただいて、その途中経過なり、あるいは5年たった目標の結果を受けて何らかの検討といい

ますか、そういった機会があるのではないかというような、たしかお話だったかと思  
います。ただ、すそ下げの議論は、前回もお話をるる申しあげましたけれども、行政  
コストの問題とかいろんな問題がございますので、その辺はよく見きわめさせていた  
だいて、検討はさせていただきたいというつもりでございますので。

【福川部会長代理】 制度全体にわたってチェックをしていくという姿勢は一応出て  
いると思いますので、そちらの方も含めての中長期ではないかと一応私は思います。  
この点に関してはとりあえずよろしいですか。しかし、心としては、必要になればこ  
ういうことはすぐやるべきだろうと。これは確かに意見が一番多かったですよ。こ  
の前の部会でも二、三人の方がおっしゃり、なおかつパブリックコメントの中にもた  
くさん出ているということだろうと思いますし、思い出せば、その昔からこの審議会  
ではずっとこの話はあったと思います。

それから、またお戻りになって、専門家のお話をされましたけれども、確かに17  
ページ、18ページあたりの専門家の参画については、必ずしも明快にこちらでも余  
り議論してこなかったし、多分これからの制度化の中で決まるところが大変多いと思  
いますが、これから制度化されていくわけですが、その辺の心づもりは松本委員の指  
摘に大体合っていますでしょうか。

【百合都市地球環境部長】 検討の仕方、組織体制、専門家の意見の聞き方のお話か  
と受けとめたんですが、今のところ、私どもとして、専門家の方々、例えば松本委員  
がおっしゃったような検討会なり、委員会なりということも考えられるでしょうし、  
そういう形じゃなくて個別にお聞きをするという形も考えられます。ただ、私どもと  
しては、なるべく効率的に早期に制度化を実現したいということもございませぬし、さ  
らには、やはり専門家のさまざまな方のご意見も拝聴した上で指針をつくっていきた  
いということもございませぬので、今の段階では、こういう形で今後こうやっていきま  
すというところまでまだ煮詰まっていませぬけれども、いずれにしろ、広範な方々か  
らご意見をいただいた上で、1つの基準なり、指針なりをつくっていきたいと考えて  
います。

【福川部会長代理】 そうしないとまたできないのかもしれないけれども、余りそれ

でまた大がかりな組織体制をつくと動かなくなっちゃいますでしょうし、難しいところですね。

はい、どうぞ。今の関連ですか。

【平井委員】 ええ。前にも申し上げたことはあると思うのですが、こういう審議会形式の制度づくりというときは、フレームの議論というのはこういう形でやって、あと数値基準は、さっきお話があったような専門家集団にある程度ゆだねるということでやるのが一般的で、今回の制度もまさにそうだということは理解しております。

それで、前にも申し上げましたけれども、一番事業者側からして懸念されるのは、数値基準づくりというのは今までほとんど議論なされていないわけで、ある意味ではそういう専門家集団の検討に、白紙委任とは言いませんけれども、ある程度お任せせざるを得ないというところで、その結果によって、まさにその制度の運用のある意味では対象となるという立場で、ですから一番心配なわけなので、当然いろんなそういう意見が出てくるというのはよくわかるんです。

一番やっぱり必要なのは、松本さんがおっしゃるように、数値基準づくりのまさにその場に利害関係者が加わることによって議論が紛糾して、わけがわからなくなるということは避けなきゃならない。そういう意味では、ヒアリングとおっしゃいましたけれども、そういう形で意見を聞くというのはぜひやっていただきたいと思います。何よりも、やっぱり密室議論になって、ただ結果だけがこういうものができたということで制度が始まるという形は好ましくないと。やはり数値基準づくりの過程でも、できるだけ開かれた見える形で検討というものが進められてほしいなというふうに思います。必要に応じてヒアリングみたいな形で、できるだけ実態をうまく吸収して、その数値基準ができ上がる、とそういうふうに持って行っていただければと思います。だから、開かれた場にすることが一番必要なのであって、密室議論でもって事が進んでしまうということは避けてほしいというところです。

【福川部会長代理】 なぜその数値になったかということがわかるようにということですね。

【飯田委員】 まず、パブリックコメントですが、内容というよりも、この意見要旨

の後に小さい欄を設けて、どなたの意見かというのが、もちろん固有名詞ではなくて、資料1にあるように、企業、業界団体、エネルギー事業者、NPOという感じで、そういうのがあると参考になるというふうに思いました。例えば26ページの171番で「家電で省エネ実行委員会」でも意見を述べたが」という、かなり当事者に近い方もいらっしゃいますし、どなたがどのように述べているのか、大体読めばわかるところはわかるのですが、あるともうちょっとよくわかるかなと。これは単に書式だけの問題です。

本編の方ですが、これはもうちょっと早く気づいてコメントすればよかったのですが、先ほどの事務局の中央環境審議会の数字を入れたという話でふと気づいたのですが、最後のまとめのところで、要は今何を言わんとしているかということ、まさに国は今、大綱の見直し作業に入っているので、細かい点で言うと、28ページの3の「すべての主体による総合的な取組の実施」というところで、下から3つ目のパラグラフですか、「一方、国は」ということで、「さらに有効な」云々というところが、今、大綱の見直しをまさにしているところなので、ここはちょっとそこに合わせた方がいいかなと。これはテクニカルな修文で済むのではないかというふうに思っています。

その上で、先ほどの今後の見直しにかかわる部分で、これを修文するかどうかはあれなのですけれども、来年になると国の新しい大綱が出てくるので、今これは答申を受けて、一步国に先んじてやったというポジションなのですが、今度は後から国の大綱が出てきて、それを受けて見直しなり、検証なりということに触れなくていいのかというところが1つコメントというか、質問です。

それが1点と、もう1つは、パブリックコメントをつらつら見ていて、たしかインセンティブが必要だという意見はここでもいろいろ出てきたと思うんですが、それは建築物もそうですし、事業所もそうですし、それから家電で省エネですと、デンマークなんかであるように、いわゆるトリプルAに関しては購入補助金が出るというものすらあるので、そこまで具体的に書かなくてもいいのですが、例えばこの第4の「今後の展開にむけて」の27ページの下の「提言した制度の検証と見直し」のどこかに入れるか入れないかですけれども、そういうインセンティブ等の可能性もそれこそ中

長期的に検証して入れておいてもいいかなという気もしないでもないです。

というのは、大綱の見直しの中でそういう施策が出てくる可能性があって、そういう頭出しをしておく、東京都の方でまた受け皿をつくれるという可能性があるのではないかと、特に石特会計が今後広がっていくので、戦略的に入れておいておかれてはいかがかというのが2点目です。

3点目は、これはこれで環境審議会が諮問を受けた内容を答申したということであれなのですが、環境審議会全体の答申をするときには、もう少し全体状況とか、今後これを具体的に、書きにくいところなのですけれども、この答申が受理されたときには、これは環境審議会の資料というより事務局の資料になると思うのですが、具体的にどういうふうなスケジュールで、どういうふうにそれぞれ具体化していくんだとか、そういうのがもしあると、都民にも、ほかのいろいろ傍聴される皆さんも含めてわかりやすいのかな。長期的なスケジュールはA3の表で5カ年の計画はありますが、もっと端的に、例えば来年の春ぐらいから施行をされるイメージとか、どこまでか言いにくいところもあるのでしょうか、もしそんなのがあれば参考資料としてはわかりやすいかなというふうに思いました。これはコメントです。以上です。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。国の大綱との前後関係、何か事務局の方でお考えはありますか。前を直すと、後ろもそういえば合わなくなっているなというのがありますね。より内容に絡んでは今のインセンティブのご指摘もあったのですが、どうでしょうか。インセンティブに関しては、19ページに一応そういうことも書いてあることは書いてありますね。

【百合都市地球環境部長】 まず、28ページの国の状況についての記述の部分なのですが、確かに冒頭で見直しというような話も出ておりますので、「策定し、施策を進めてきたが」云々というところを、大綱の見直しをしているというようなことを若干入れるのは可能かと考えますけれども、この辺は先生方のご意見もまたあるかと思うのですけれども。

それから、インセンティブの話は、確かに当審議会ではかなりいろいろなご意見があったというふうに認識はしているのですが、極力その辺の話はいろんなところに散

りばめたというようなことと、それからもう1つ、やはり特に挑戦1の大規模事業者を対象にした場合の、いわゆる補助金的なインセンティブはなかなかなじみにくい部分があるというようなこともありまして、したがって、例えば19ページなんかでも、対象規模以下の事業者に対してのコメントも若干その辺が、石特会計の話ですとか、融資の話に触れさせていただいたという経過がございますので、具体化の実現性という面でいいますと、その辺かなと事務方としては考えております。

【福川部会長代理】 国の大綱が一步先へ出ちゃったから、ちょっとしゃくにさわりますね。

【打田副参事】 今のご意見で、部長からも、こちらの28ページのところで冒頭の前書きと合わせた形で、大綱の見直しの動きをちょっと触れるというのは可能だというお話があったんですけれども、もしそこに大綱の見直し等のご意見を入れていただくということになれば、今、飯田委員からお話がありました石特を使った補助等の話につきましては、その後の行で、国の大綱のお話を触れた後で、「その中で、国は温暖化対策に率先して取り組む自治体、個人や企業に対して財政措置を含む積極的な支援策等をより充実させるべきである。」と触れてございますので、この部分で石特会計についても目配りをした表現ということで、読むことが可能ではないかというふうに考えるところでございます。

【福川部会長代理】 飯田委員も何か納得されているようです。今の件に関してはどうですか。ほかの委員の方、いいですか。

あと、スケジュールに関しては、もう少し考えておられるんでしょう。年内にどうするとか。

【百合都市地球環境部長】 具体的なスケジュールと申しますか、制度化に向けた話については事務的に詰めているところですが、都民の方にいつの時点でお示しするかというのは、これから話を煮詰めていくと申しますか、タイミング的なことを考えていきたいと思っています。いずれにしろ、なるべく早目に、いついつまでにどうなるということについては、一般都民の方にもわかりやすく公表していきたいと思っています。

【福川部会長代理】 今度の総会で、ある程度見通しは示せるという感じではなかなかいかないんですか。

【百合都市地球環境部長】 総会はもうすぐですので、早晩検討させていただきたいと思います。

【福川部会長代理】 年内とか、年度内にどこまでいくかぐらいはお出しになるのでしょうかね。

【百合都市地球環境部長】 もちろん最終的な、具体的な制度化までいくということまではちょっとあれですけども、基本的には答申をいただいでいつまでも検討するという話ではないので、少なくとも年内までには一定の制度案みたいなものはお示しできるようにしていきたいと思っています。

【福川部会長代理】 ということは、発表されるということだと思います。はい。

【伊藤委員】 やはり今後のことなのですが、前回の審議会のときでも意見が出たのですけれども、今度これが答申として出た後に、一般の都民であったり、市民団体であったり、自治体の中でこれについての説明を希望する場合、出前で説明に行くというのをセットで考えられたらどうかというのが審議会の方で出ていたかと思いますが、それについては何か検討されているのでしょうか。

【百合都市地球環境部長】 ある程度制度の概要が固まった段階になろうかと思いますが、いずれにしろ、対象になる事業者の方々ですとか、実際に削減していただく方々に対して、どんな形でというのはまだちょっと検討は具体的にはしておりませんが、いずれにしても、説明会なり何なりという形ではご説明をしていきたいと思っています。

【伊藤委員】 ぜひそういった形でどんどん市民にも周知してもらえるようなことをお願いしたいと思います。

【福川部会長代理】 伊藤さんがおっしゃったのは、企業と同時に市民もということですね。

【伊藤委員】 はい。

【福川部会長代理】 こちらばかりおしゃべりになっているので、こちら側の席の方、

もしご意見がありましたら、どうぞ。

【石福委員】 ちょっと遅きに失したのかもしれませんが、先ほど専門家の意見とかいろいろなお話がございまして、そのときに中立性のある意見を聞かんといけないと。ところが、実際問題として、本当の意味の中立的な人というのはこの世の中にどこまで存在するか非常に問題。専門家といえどもいろいろな立場がありまして、何かいろいろ偏っている方もいらっしゃる。それを救うのは、唯一そういった議論の公開性とか透明性ですね。

先ほど平井委員も強調されたのですけれども、だれがつくったかという記名ですね。無記名が一番無責任になるので、記名してこういったものが審議されてつくられるという、透明性、公開性というんでしょうか、それがこれは非常に重要なことだと私はかねがね思っておりまして、だから、こういったようないろいろな対策案、答申案ができたときも、この答申案がどういう過程で、どういう人たちによって、どう答申されたかといったような、今までの議事録はたくさんとってありますけれども、ああいったようなものがもっとわかりやすく世の中に公開できるという手法というのが、今後とも非常に重要じゃないかと。それが本当の意味の、まあ、中立でないかもしれないけれども、真相がよくわかる。それで、将来改善されていくきっかけになるんじゃないかと思うので、ぜひ公開性、透明性を強調したいと思います。

【福川部会長代理】 それは松本委員も異論ないですね。

【松本委員】 はい。

【福川部会長代理】 石福委員、ライフサイクルコストはとりあえずこれでよろしいですか。

【石福委員】 ライフサイクルコストにつきましては、特に私はお手紙をいただいて、せっかくの意見が入っておりませんが、よろしいですかということだったので、もちろんよろしいですよ、ということにしたわけです。そのときのご意見は、LCCというのは非常にわかりにくいと。だから、もっとわかりやすいもので、一般にも余り関心もないようなということで、これはもうやむを得ないと思います。

ただ、私自身としては、やはりそういった評価をするときには、価格ピリオドとい

う二、三年の、いわゆる金目がもうかるかもうからないかという、非常にそれを近視眼的に見た企業家の評価じゃなくて、環境問題といたらもうちょっとそれを、まさに中長期という、本当に長期的に考えなきゃいけない。そのためにはLCC評価というのは大変すぐれた評価だと思うし、それから、社会一般にもこれは非常に一般化しつつありますので、できたらここで出していただければよかったな。残念であるなと思っておりましてことをつけ加えさせていただきます。公開性を持ってこういうのもちゃんと皆さんにわかってもらえるといいと思うのですけれども。

【福川部会長代理】 我々も、もっとこういうのをちゃんと宣伝しないといけないですね、専門家の方もね。

ほかに。はい、どうぞ。

【初鹿委員】 意見というか、感想のようなことで恐縮でございますが、温暖化問題というのは本当に大変難しい。わからないことがいっぱいある。そういう中で取り組まなければいけない問題だと、そういう認識をしているわけでございます。したがって、いろんなことを、不透明、不分明なところを開拓して制度をつくっていかなくちゃいかん。そういう意味で、東京都のこの審議は先駆的な第一歩という位置づけとしては非常にいいんじゃないかと。

ただ、気をつけるといいますか、留意しておかなくちゃいけないことというのは、温暖化問題はやっぱり百年の計であって、その対策というのは息切れをしない、持続可能な対策をずっと地道に続けて積み重ねていくこと。これが対策効果の実効性を上げることの第一義ではないか、そういうふうに思っています。そういう意味で、余り拙速でない対策を続ける。ただ、わかる範囲で、因果関係がわかってくれば、そこはちゃんと見直していくというカバーができる制度であればいいんじゃないかと。

もう1点目は、やはり取り組む人にエンカレッジするような、元気づけるような制度であってほしいねと、そういう意味でございます。そういう意味では、1つは技術開発革新、こういうことを促進する方策がなかなかこの中に盛り込めないんですが、どういうふうにすれば技術革新が促進できるか。今後の課題かと思いますが、こういう制度も取り組んでいくべきではないか。

それから、専門家、あるいは公平性、合理性、こういうことは本当に数字が見えない中で不安が先走るといことは事実否めないところでございます。ただ、専門の先生方を前にして恐縮でございますが、実際に使っている現場での実態、これはなかなか専門の先生でもわかりにくいところ。理論的にはうまくいくはずなのになかなかうまくいかない。決してサボっているわけじゃないけれどもうまくいかない。こういう実態は現場の中にいっぱいあるわけでございます。そういうことも実際に使っているユーザーの実態もよく見ていただいて、あるいは聞いていただいて、あるいは、委員の中にも場合によっては入っていただいて、利害関係者という意味じゃなくても結構でございますので、いろんな角度で意見を出し合って、いいものに磨き上げていくということが大切ではないかと、こう思っております。

それから、最後といいますか、この制度をカバレッジという意味で言うと、大規模事業所、あるいは工場、これがあわせて東京4割ぐらいでしょうか、10%と30%ぐらい。その30%ぐらいが対象。すなわち、東京全体としては10%強がこの制度のカバレッジ範囲であると。先ほど松本委員からもありましたが、その残り90をどういうふうに取り組んでいくかということが、本当の実効性のある東京都としての制度化であろうと。そういう意味で、この答申が第一歩であって、未長く、息長く続けていく努力といいましょうか、そういう仕組みになっていくべきではないかと、そう思っております。

感想めいた話で恐縮でございますが、ここをああしろこうしろと意味じゃございませんが、とりあえずご意見として言わせていただきます。

【福川部会長代理】 3点ほど大事なポイントを挙げていただきました。ほかに。

【西堤委員】 私も最後に感想のようなことなんですが、この業務部門についてはかなり時間をかけてここで審議しまして、今の国の見直しなどに比べるとやっぱりちょっと進んでいるような印象はあると思うんですが、家庭部門が若干今から考えると割と前の方であっさりしちゃったので、ラベルの話はしたんですが、今回のこの意見をもったのを見ても、もうちょっといろいろあった方が一般の人からの意見を聞いたのかなと。

逆に言うと、やっぱり一般の市民の関心をもっと高くしていかないと、結局何か温暖化対策というのはなかなか進みにくいんじゃないかなと、そういうような感じを受けました。そういう意味では、さっき石福先生がおっしゃったLCCですか、ライフサイクルで考えるということは非常に重要だと思います。私が反対したのは、まだ現実はそのまで行っていないと言っただけで、そういう考え方をどんどん織り込んで、消費者の方に理解していただくというのは、これからやっぱりますます重要になってくるんじゃないかと考えています。というのは、環境対応商品なんていうのは、それで考えないとなかなか値段と短期的なものだけでは売れないんですね。そういうことから、これから重要だと思いますね。

それから、このラベルのことについて一言なんですけど、なかなかいい案はできていると思うんですが、できればこれは希望なんですけど、ほかの都道府県で、いや、自分のところはもっといいのをとか、そういうので競争し出すと、これはラベルがいろんなのが出てきて、10も20も出てきたら、一体どれが本当にいいのかわかりにくくなるので、東京都と国ぐらいで、どちらがいいかぐらいで競争していただくようにしていただければ一番いいかと、そういうような感想です。以上です。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。はい、どうぞお願いします。

【坂本委員】 私も感想ですけれども、大変難しい問題で、今から思えば、総量規制ということを初めて言い出したんでしょうね。その割にはやっぱりもう少し、私はそういう技術の方の専門ですから、こういう法制度、要するにルールですね、ルールことは余り知らないんですが、そういうルールのことをもう少しじっくり議論するとか、こういう方法もあるのではないかと、ああいう方法もあるのではないかと、その辺の議論が何か余り最初なくて、いきなりもう1万㎡以上ということでもってやりましょうというような感じで出されて、それを審議したというような感じを今から思えば強く思っているんで、政策メニューとか、ルールのそういうメニューというのは、私はいっぱいもっともっとほかにもいろんなやり方があるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりというのは一体どこで議論されるんでしょう。だから都庁の皆さんの頭の中であって、都庁の中でいっぱい議論されているのかもわかりません

が、その辺のところをちょっと疑問に思いますということですね。

それに対して総量規制だということで、実はこれは割合即効性を求められているんですよね。そこが新しいところだと思うんですけども、果たしてここにあるようなそういう新しい制度でもって、それがかなりは行くとは思って、今おっしゃったような家庭部門のようなところは、なかなかこれはちょっとうまくいかないんじゃないかなと。即効性が余りないんじゃないかなと思うんですね。

閣僚で何か3人国民年金を払っていないというのが今ニュースになっていますけれども、あのたぐいの話ですね。例えば私でもいいし、石福先生でもいいんですけども、自分の家の家電が、エアコンが、あるいは冷蔵庫が20年前からずっと使っているとか、そういうものであれば、最近はものすごく効率よくなっていますから、それを換えるだけで実は電気代が半分ぐらいになったりするという可能性があるんですね。それは、だから言ったように、閣僚が国民年金を払うのを忘れていたような話でございましてね。

だから、それをもっと僕自身でもいいし、石福先生自身でもいいですから、何かちゃんと各家庭でチェックできるような、そういうことというのは、それこそ都が各家庭に督促状でも出すとか、何かそういうのがないと、僕なんて忙しいですから、理論的にはわかっているけれども、全然自分の家のことをやろうなんていう気がまず起きませんよね。だから、何かもっと即効性のあるような対策について、アイデアだけでもいいのかもわからないけれども、いろいろ議論する場というのは何かほしかったなと、そういう印象でございます。以上です。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。まさに幅広い話。何かありますか。事務局の方から、このことに関しては特にはないですか。

【山本副参事】 今いただいたご意見の中でラベルの件があったかと存じますが、ラベルが幾つか乱立してくると混乱をするという話がございました。その件は我々も非常に認識しておりまして、この春にラベルのキャンペーンを秋葉原電気街を中心にさせていただきました。この際には、東京だけではなくて、京都の方も実績がありまして、京都も同じ時期にキャンペーンを行っておりますので、ラベルの形をほぼ同じよ

うな形でやろうということで共同実施をしております。

また、夏に向けてもキャンペーンを企画検討しておりますので、その中では、当然京都、あるいはほかの自治体でも検討が起こっておりますので、基準についてはそれぞれがやるということではなく、共通のものでやっていこうと考えております。そうすることが消費者、それからメーカー、販売店の混乱を起こさないということがありますので、その点について十分検討して進めていきたいと思っております。

それから、今お話がありました家庭での家電製品が、古いものを買換えていくことでかなり省エネが進んでいくということがございますが、この辺についても、ラベルの中ではその辺をわかりやすく表示をしております。今回のキャンペーンの中では10年間の電気代がわかるような形で表示をしておりますけれども、ラベル自体は販売店での表示ということになります。ですから、もっと一般家庭でのそういった認識を深めていっていただく必要がありますので、こういうラベルという媒体を使いながら、一般の方にも買換える際には省エネ型のものを買換えていくことで、おのずとCO<sub>2</sub>削減に貢献していくということがわかっていただくような周知方法、広報を十分考えていきたいと思っております。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。それ以上にもっと、もうやっているんだろうけれども、各ご家庭で自分のエネルギー生活をチェックしようみたいなことがもっと行われたいいけないということですよ。

一通りご意見を伺いましたが、何かやっと議論が割に花が咲き始めたような気がしますけれども、少しだけまだやりとりがありましたら。では、石福さんの方から。

【石福委員】 今、議論が幾つか出ているんですけども、例えばラベルの問題も、ラベルが乱立すると困るんじゃないとか、あるいは、温暖化対策も国レベルのものと、それからこういう地方公共団体レベル、その辺の整合性、矛盾とかがございましたが、私は、今まで建築の省エネルギーということなどが私の研究のテーマでございまして、省エネルギー的な建物をつくるには、これを国レベルで考えると大変あいまいになってくるんですね。ということは、我が国は、坂本先生のご出身は北海道ですけども、北海道から九州、沖縄まである。非常にさまざまなんですね。それを一

律の技術的な基準で省エネルギーを統一するということはまず不可能。北海道と東京と九州、沖縄を細かくすると非常に違うわけですね。

そうすると、例えばこれは東京都としての温暖化対策であるという、東京都という特徴を大いに生かして、東京都らしくすべき。それができる。そこにこの対策が国レベルのものよりもはるかに効果的であり、きめ細かくできるゆえんだと思いますね。とすると、環境ラベルというのは当然大阪と東京でも違っていいんじゃないか。大阪、東京は気候は余り変わりませんが、人間のライフスタイルとか、そういった伝統がある。なるべくそういうのを重んじて、各県ごとにラベルがあっても私はいんじゃないかと。それを採用するのはいろんな方ですから、どれがよく採用されるかという環境ラベルの住居主導時代を迎えてもいいんじゃないかなと。できたらこれからのつくり方は、やっぱり東京都というものの特色を生かしたものであってほしいなというふうに考えております。

【福川部会長代理】 自治体がこういうことをやる意味は、それは十分にあるだろうということだと思いますね。

さて、いかがでしょうか。

【飯田委員】 このレポートそのものというよりも、今回のこの答申は非常にきまじめに答申をしたんですけれども、全般に言うとまじめ過ぎて、逆にちょっと夢がないなという感じがいたしました。例えばサンフランシスコは、ことしの2月に新しい法案を可決して、カリフォルニアは電力危機があったわけですが、その後、1電力会社は倒産したりして、都市が電力を自給するというので、サンフランシスコは丸ごと1つのローカルな電力というか、電力だけでなくエネルギーの供給公社を今後つくっていくんだと。それで、今後10年間で4分の1を自然エネルギーに転換していくという、そういう法案を今年通したんですね。

それから、今年の11月には韓国のテグ、人口300万人の町ですが、そこで世界第1回のソーラーシティー会議というのがあって、これはソーラーと言っていますけれども、目指しているのは、2050年ぐらいまでに持続可能な都市をつくっていくんだという会議の第1回目が開かれて、その前に、今年の6月、自然エネルギー

ー国際会議があるんですが、11月のテグの会議はサンフランシスコも来ますし、スウェーデンのヨーテボリとか、オランダのハーグとか、割と世界の比較的大規模な都市が、二酸化炭素を削減しながら、しかもエネルギーを大規模に削減しながら、そして、こぞって自然エネルギーに転換して行って、そこをまた新しい経済都市像につくり上げていくんだという、しかも市長サミットみたいのをやるんですね。

ここは、もう本当にこの直近の2010年をにらんだあれなんですけれども、もう一方で、まさに環境配慮が内在化された社会システムというのは、実際そういう非常にポジティブな都市像を目指すんだというメッセージが伝わるものができるよかつたなと。また次のステージでそういうのをやるといいなというふうに感想というか、東京というのは世界でやっぱり3極の1つだと思いますので、そういった方向性をぜひ次回以降、現実の足元とともにそういう夢のある方向性もぜひ次回テイクノートということをお願いします。

【福川部会長代理】 切った張ったの議論だけじゃなくて。サンフランシスコはいつを目指して4分の1にするんですか。

【飯田委員】 10年後です。

【福川部会長代理】 10年後に4分の1。

【飯田委員】 ええ。

【福川部会長代理】 見通しはあるんですか。

【飯田委員】 いや、あると思いますね。自前で太陽光とかをつけるだけではなくて、それから、風力の電気を買ってくるとか、地熱が近くに結構あるんですね。そういうような形で、市がすべて住民のエネルギー供給を代行するという非常に大胆な構想ですね。

【坂本委員】 サンフランシスコは人口が80万ぐらいでしょう。

【飯田委員】 そうですね。

【坂本委員】 周りに全然ないんだよね。

【福川部会長代理】 都市が小さいの。東京と違う。

【飯田委員】 東京はちょっと特殊ですね。ただ、それだけに、東京がやるとインパ

クトがでかいですから。

【福川部会長代理】 都心3区みたいなものだ。都心8区ぐらいかな、3区ぐらいかな。でも、やっぱり都市が頑張るんですよ。どこを見てもね。

【飯田委員】 そうですね。

【福川部会長代理】 はい、松本さん、お願いします。

【松本委員】 何度も済みません。私はやっぱりいつも初鹿委員に反論しているようなことを言って申しわけないんですけども、前提となる基本的な問題認識というところでやはり一言。先ほど百年の計とおっしゃったことに対して、どうしてもやっぱり述べておきたないというふうに思うんですけども。

まず、初鹿委員がおっしゃった、あくまでも第一歩であるとか、元気づける施策は必要だというのは、本当にそれはそのとおりだと思うんですが、我々にこの温暖化問題で長い時間が与えられて施策をとる、またそれが間に合う。与えられているというふうに認識できればどれだけいいかと思うんですけども、東京都が都民なり産業界に発信していくメッセージというのは、IPCCの科学等でかなり明確になってきた行動の緊急性というか、問題の緊急性というのはやはり忘れてはならないと思います。あくまでも第一歩というのは、逆にもっとこれからやらなければならないことがたくさんあるという意味で私は第一歩だと思うので、確実に今回の結果を出していかなければならない第一歩だというふうに思います。

原則論を言うと、余り原則論というのはいろいろな場において好かれないですけども、ただ、100年とかいった場合、これは気候システムが人間の活動に反応して、そして影響が非常に大きく明確に出てくるという意味では、恐らく100年ではない。今言われているのはもう数十年から30年、50年、そのスパンから100年ぐらいというふうに言われているわけですが、皆さんよくご存じの、現在でもIPCCのレポートでは、人間活動の影響が気候システムにおいて検知可能であるというふうに言われているわけで、ある意味では大幅な削減に残されている我々の時間枠というのは、恐らく5年、10年、20年というか、そのぐらいではないかと私は本当に思っています。そういう意味で、東京都ができなければ、発展途上国等の大きな都市はなおさ

らできないわけで、そういった意味でも、やっぱり今後もこの問題への緊急性という認識はぜひ打ち出していただきたいというふうに思います。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。

【飯田委員】 1点だけ補足で。

【福川部会長代理】 どうぞ。こういうのはいいね。一遍やらないと。

【飯田委員】 結構自由に発言できる。温暖化はむしろ松本先生の方がご専門なんですけれども、最近、ですから、一部ではアブラプト・クライミット・チェンジという、気候変動は場合によっては急激な変動を起こし得るということが一部で今指摘をされ始めていて、これは例えばアメリカのDOD、国防総省も数億ドルの予算をつけて昨年から調査を始めたところですね。要は、IPCCの予測は過小評価過ぎる可能性があるというような指摘も最近始まっています。ですから、これはまだ定着した学説ではないんですけれども、例えばブッシュ政権は非常にネガティブにやっていると言いつつ、例えばDODなんかは、そういった実は全く予測不可能な、しかも短期的な大規模な変動が起きるかもしれないということを、今そういうところまで出てきているということで、最近の論調というか、それがここ二、三年ですね。それから、ダボスの会議でもそういったことが指摘されたということで、日本ではそんなにまだそこが、いまだに100年という話が出るんですけれども、そういった危機、リスク面でそういう話も出ている。これはご紹介程度ですが。

【福川部会長代理】 ありがとうございました。

やっぱりございますか。では、どうぞ。これで打ちどめにとということで。

【初鹿委員】 別に反論するつもりはないんですが、100年続けてずっと努力し続けなきゃいけないという意味で、着手する時期が今でなきゃいかんと、そういう意味で私は同じ立場にいるつもりなんです。そこだけちょっと誤解がないように。

今、飯田先生からもいろいろお話しがありましたけれども、やはり我々産業界からしますと、経済性と環境経済、この両立といいましょうか、両方成り立たなければいかんと。それは我々産業界では当たり前のことでございまして、その場合に、削減コストがどういうことになるか。これが最も気になるところ。東京都から着手するのは

いいことですが、例えばアフリカや中国、インドで1トンCO<sub>2</sub>を減らすコストと、日本で、あるいは省エネで減らすコスト、これは恐らく1けたから2けた日本で減らす方が高い。CO<sub>2</sub>問題というのはまさしく地球規模の問題でございますので、どこで1トン減らそうと、最も効率的ないい施策を講じることが、地球にとっては一番いいのではないかと。

そういう視点で私もは考えているわけですが、それをこの東京都の制度の中にどう入れるか、これは大変難しい問題でございますので、そこは今まで議論していなかったんですが、そういう立場からそういうことではないか。とにかく着手は早くしなきゃいかん。そういう意味では変わりませんので、発言させていただきました。

【福川部会長代理】 緊急の問題であると。しかし、やろうとしたことは途中でとまってはいけないから、ちゃんとできることを……

【初鹿委員】 とまらないで済む体制づくりです。

【福川部会長代理】 最後のおっしゃった点はまた議論が沸騰しそうだから、ちょっと避けることにさせていただいていいでしょうか。

【西堤委員】 大局的な話が続きましたので、ちょっと身近な話で事務局のご意見を伺おうかと思っているんですが、先ほども言いましたが、家庭部門ですが、最近、土・日の広告なんかを見ているすと、都心とか、東京都のマンションなんかはすごい勢いでつくっているし、これから5年、6年にかけてもすごくふえると思うんですね。

そうすると、人がふえたり、家庭がふえると、車もそれにつれてふえるというのは割と考えやすいんですが、前も業務部門のときもそういう都市開発との絡みというのがちょっと出たんですが、これは家庭部門についても、割とこれから年寄りがふえると、どうしても都心の便利なところに住みたいという人がふえているとかいう話も聞きますので、そういうことででも、これから家庭部門、運輸部門、自家用車ですね、ちょっとそういう面から懸念があるんじゃないかなと思うんです。家庭部門だったら世帯数なのか、運輸部門なら保有台数なのか、この辺がやっぱりどうしてもきいてきまして、単体で原単位で大分減らそうとしても、やっぱりそっちの方で逆になる可能

性があると思うので、東京都ではどういうふうにそういうことを考えられているのか、ちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

【梶原企画担当部長】 これまでも何回か、今回皆様方に諮問をさせていただきました挑戦1から3までの事項以外の部分というのは、どうなっているのかというようなご指摘をたびたびちょうだいしているわけですが、私どもが諮問をさせていただいたときには、特にある程度の、例えば私どもは既に温暖化計画書なり、建築物の計画書といったようなものを持っておりまして、ある程度制度化の見通しがつくという目算もあって、皆様方にいろいろご相談をしてきたわけでございます。

ただ、私どももこれだけですべてだというふうに決して思っておりませんで、今回答申をちょうだいしました後、できるだけ早い時期に、いわゆる省エネラベル以外の家庭部門、それから、たびたび話題になっております運輸部門対策について、一定の方向づけなり整理をして、できるだけ早い時期に都民の皆さんにお示ししていく必要があると思っておりますので、この場では、私どももこの3点で追いまくられておりました関係もございまして、十分お答えできるような準備ができておりませんけれども、できるだけ早い時期に取りまとめて、考え方をお示ししたいと考えております。

それから、先ほど来いろいろ、特に最後の非常に問題認識というようなお話もちょうだいしましたけれども、そもそもこの諮問をさせていただいた根底には、やはり環境に対する危機というのは、私どもの環境基本計画の中に、もうそれが最初のスタートとして感じておりまして、ディーゼルのような生活にかかわる危機だけでなく、持続可能性の危機という点で大きな柱の1つとしてとらえておりまして、温暖化対策はその最も重要な柱という位置づけで進めてまいりました。そういう意味で、東京から新しい制度づくりを何とかできないかということでご相談したわけで、そういう意味で今回貴重なご意見をたくさんちょうだいして、少し先が見えてきたかなと感じているところでございます。

私ども役人は、最終的に制度をつくるに当たっては、若いころからよく職場でそういうトレーニングなり教えを受けていたんですが、やはりできるだけ幅広い皆さんのご意見をちょうだいして、それに対して十分説明責任を持ってお聞きした上で、最終

的な責任を持って制度をつくるのは我々でございますので、そういう意味で、皆様方からいただいた声の一つ一つにできるだけ愚直にご説明しながら、皆様のご理解を得ながら、新しい制度をつくっていくというつもりで今後ともやっていきたいと思っておりますので、手法については、先ほど来部長からご説明申し上げましたように、まだ決まっていない部分がありますけれども、いずれにしましても、今回いろいろご意見をちょうだいした先生方には、今後ともいろいろご指導いただければというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。総括してもらったみたいで。緊急の問題があり、やらなきゃいけない、かなり英断を持ってやらなきゃいけないことがある一方で、やっぱり本当に省エネルギー、サステイナブルな都市の都市像みたいなものが描かれないとまずいですね。そういうことも含めて、いろんなことに知恵を働かせていかなければいけないだろうと思います。

とりあえずこれでご意見をいただくのを終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。答申そのものについては、少し修正すべき部分が出ましたが、黒白にかかわることというよりは、情勢に合わせた記述の変更ということですので、一応私と事務局の方で直させていただくということによろしいでしょうか。

では、どうも本当に長い間ありがとうございました。はからずも大変おもしろい議論になって、こういうことばかりやっていたら楽しかったんじゃないかと思うんですけれども、でも、こういうものをまとめながらこういう議論ができたんだろうと思います。また何かこんなチャンスがあるといいなと、お聞きしていて思ったりしました。

もうこの部会というのはこれで終わりなんですかね。まだ何かあるんですか。もう総会にお渡ししたら終わりですか。

【梶原企画担当部長】 審議会としては、答申をちょうだいして、いったん締めさせていただくという形になるかと思えます。

【福川部会長代理】 そういうことを進めて、終わったということですね。

神野先生が途中から消えたり、不幸なこともあったりして、何か変なことになってしまいましたが、最後まで来れてよかったと思えます。どうも本当に長い間ありがと

うございました。では、これで一応すべて終了ということで、終わりにしたいと思います。

では、事務局の方から。

【山内企画調整課長】 企画政策部会の方は、きょうで第10回目ということで会としてのご検討は終了させていただくんですが、一応この後、審議会の総会が控えておりました、既にご連絡しておりますとおり、5月10日の月曜日、9時45分から、場所は都庁の第二本庁舎の31階の特別会議室で開催させていただく予定になっております。既にご予約させていただいておりますが、若干委員の数が心配のところがありますので、早朝よりお集まりいただいて大変恐縮なんですけれども、ご出席のほどぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほどご質問があったんですが、答申をいただいた後のスケジュールについては、年内を1つの目途に制度の具体案をまとめていくということで、一応予定は考えているということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【福川部会長代理】 本当にこれですべて終わりです。どうもありがとうございました。

午後7時41分閉会